

社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会
役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬規程

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会（以下「福祉会」という）の役員等（理事、監事、評議員、及び評議員選任・解任委員）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 条 役員が理事会並びに監事会等に出席したときは、報酬として 10,000 円を支給する。
2. 評議員が評議員会等に出席したときは、報酬として 10,000 円を支給する。
3. 評議員選任・解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、報酬として 10,000 円を支給する。
- 第 3 条 役員等が福祉会の用務のために旅行したときは、前条の規定にかかわらず、社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会の旅費に関する規程（以下「旅費規程」という）を適用し旅費を支給する。
- 第 4 条 福祉会の役員等で、福祉会の職員を兼ねるものについてはこの規程は適用しない。
- 第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 1 月 13 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。